

防府市 下水道ストックマネジメント計画【第2期】

防府市上下水道局 下水道課
策定 令和8年3月

① スtockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 --- 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設・設備を対象とする。

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法」をいう。

【時間計画保全】 --- 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）により対策を行う管理方法」をいう。

【事後保全】 --- 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) スtockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設置方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【処理場施設・ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
躯体	1回/10年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
仕上	1回/10年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
防水	1回/10年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
建具	1回/10年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
水処理設備	1回/5年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
用水設備	1回/5年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
汚泥脱水設備	1回/5年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	
雨水ポンプ設備	1回/5年の頻度で計画的な調査を実施する。	健全度 2 以下で改築を実施。	

※ 日常点検・調査により不具合が確認された場合も改築の判断基準に基づき適宜改築を行う。

2) 時間計画保全施設

【処理場施設・ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
消火災害防止設備	12～27年	標準耐用年数の1.5倍
受変電設備	20～40年	標準耐用年数の2倍
制御電源及び計装用電源設備	7～15年	標準耐用年数の1倍
負荷設備	20～30年	標準耐用年数の2倍
計測設備	20年	標準耐用年数の2倍
監視制御設備	14～30年	標準耐用年数の2倍

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水事第67号 下

水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【汚水・雨水ポンプ施設】 ---

—

【水処理施設】 ---

—

【汚泥処理施設】 ---

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 8 年度 ~ 令和 1 2 年度

2) 個別施設の改築計画

【処理場・ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
防府浄化センター	合流	ゲート設備、用水設備、クレーン類物あげ設備、配管類、ポンプ類、負荷設備、監視制御設備、計測設備、最初沈殿池設備	S51	49	50,400m ³ /日	924.5	
新田ポンプ場	雨水	ゲート設備、雨水ポンプ設備、クレーン類物あげ設備、配管類、スクリーンかす設備、給排水・衛生・ガス設備、受変電設備、自家発電設備、制御電源及び計装用電源設備、負荷設備、計装設備、監視制御設備	S48	52	950m ³ /分	2474.7	
西浦第2ポンプ場	雨水	スクリーンかす設備、雨水ポンプ設備、ゲート設備、配管類、監視制御設備、自家発電設備、制御電源及び計装用電源設備、負荷設備、計装設備	S58	42	26m ³ /分	120.0	
					工事費	3519.2	I
					SM 計画	19.6	II
合計						3538.8	I + II

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日 国水事第 67 号 下水道事業課長通

知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水事第67号 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
- ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)排出量を削減する場合
- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に想定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 971 百万円/年 (処理場施設)	概ね 100 年
約 971 百万円/年 (全体)	概ね 100 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。